

あんしんして生きるための



松戸市  
Matsudo City

## 死後事務サービス支援制度

こんな方におすすめです！

- ✓ 身寄りがいないけど自分の死後のことが心配な方
- ✓ 家族へ迷惑をかけたくない方
- ✓ 万が一の時に備えておきたい方



### ご家族と一緒にの

万が一の時、葬儀や納骨をしてくれる身寄りがなくてもご家族と一緒にのお墓へ埋葬してもらえます



### ご遺族の負担軽減

死後の手続きはご遺族にとって負担が大きいものです  
ご遺族のためにも生前の準備はいかがでしょう



### 万が一に備えて

死後事務サービスの利用料金に少額短期保険等を活用できます  
(裏面のQ&Aもご覧ください)

「松戸市死後事務サービス支援制度」は、利用者が亡くなった後の葬送に関する事務（火葬・埋葬）等を代行・支援する者のうち、一定の基準を満たすとして申し出のあった法人の登録名簿を松戸市がホームページ等で公開するものです。死後事務サービス提供者を選ぶ一助としてご活用ください。

※名簿登録は松戸市による推薦や優良認証等を意味するものではないので、利用等にあっては自己の責任においてご判断ください。

※死後事務サービスの利用に要する費用は全て自己負担となります。



制度詳細・登録名簿はWEBサイトから

### お問い合わせ

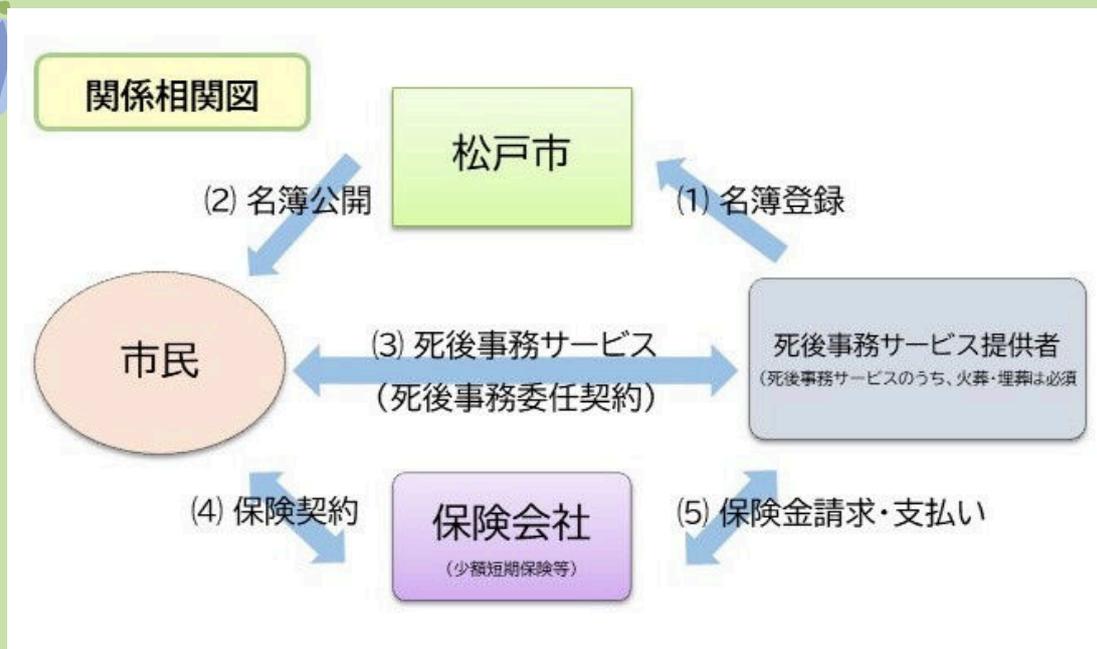
松戸市福祉政策課地域福祉担当室  
死後事務サービス支援制度担当  
電話：047-366-3019

## Q そもそも死後事務サービスとは？

A 利用者が亡くなった後に葬送に関する事務（火葬、葬儀、埋葬）等を、死後事務サービス提供者が生前の死後事務委任契約に基づいて代行・支援するものです。

## Q 死後事務サービスは松戸市が提供するの？

A 松戸市は登録法人の名簿を公開しておりますが、実際に死後事務サービスを提供するのは民間の（死後事務）サービス提供者です。



## Q 死後事務サービス支援制度を利用するにはどうすれば？

A 松戸市に対する手続きは必要ございません。公開している法人名簿を活用して法人を選択のうえ、直接ご連絡いただけます。サービス内容については登録法人と相談して決めることができます。

## Q 法人名簿の登録基準とは？

A 登録基準の主な内容は以下のとおりです。

- ① ご遺体の引き取りから火葬・埋葬までの直葬のみとする場合、利用料金を30万円以内に設定すること
- ② 死後事務サービスの利用料金を前払金（預託金）として用意できない場合、利用者が生前に契約する保険契約に基づき、利用者の死後に支払われる保険金を利用料金の原資とする等、保険の活用を可能とすること
- ③ 利用者の安否確認のため、毎月最低1回は架電する等の措置を講じること